

質問



佐藤 守正

# 田村新町長の憲法観を質す

## 答弁 憲法の目的は国民の幸福を追求すること

**問** 憲法は国民の自由を守るために国家権力が権力行使を制限するものとしてある、とする憲法観に賛同されるか。

**答** 日本が平和で安心して暮らせる国であることは日本国憲法のおかげである。憲法の目的は国民の幸福を追求することであり、その機能の一部として国家権力を制限することがあるのだと思う。

**問** 私は9条こそ憲法の要の条文だと思うが、それを変えたいとする動きも急だ。9条への評価を聞きたい。

**答** これまで9条を理由にした日本の対応が国際的には評価されなかったことがあった。湾岸戦争の時がそうであり、今でも国際的な紛争時には日

本に対応が求められている。

憲法を変えることに積極的な意見が以前より増えている。議論は大事で、改正議論があることは評価していいことだ。

**問** 特定秘密保護法をどう思うか。私はこの法案は憲法の保障する主権在民、平和主義、基本的人権という原則を掘り崩す危険なものだと思うが、町長の見解はどうか。

**答** 国の安全保障に関わる情報の漏えいは、国民を守るという観点からそれを防ぐ対策が必要だと

は思うが、もっと説明が必要だった。

**問** この法律が制定される過程で、民主主義の手続きが簡単に無視された。パブリックコメントの8割は反対したのに、それに一顧だにせず閣議決定。地方公聴会の意見陳述者の全員が反対したのに、その翌日に参院で強行採決。この過程がこの法案が今後果たしていく役割を暗示している。

**答** この法案の趣旨は国が国民を守っていくために必要な秘密を守っていくために作られたものだ。

## 質問 学校建築の増工部分の費用分担は

**問** 工事の遅れに伴う増工部分の費用負担は施工者と協議の上で決めるということだったのに、どのような協議の結果の9000万円なのか明らかではない。なぜ施工者側の要求を全てのものなのか。

**答** 施工者側に仮使用に関わる部分は負担して欲

従って建築JVに追加工事費を負担をさせる根拠がない。結論を先延ばしにすれば、さらに工期

が遅れるだろうから、やむなく町が負担することになった。このことは前町長も了解している。

建設中の湯沢学園

